

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成21年6月12日京都市  
条例第 8 号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

次のとおり，京都市錦林児童館ほか6館を新設し，及び京都市太秦児童館の位置を  
変更するとともに，京都市錦林学童保育所ほか3所を廃止することとしました。

- 1 京都市錦林児童館を京都市左京区岡崎入江町8番地に設置します。
- 2 京都市修学院第二童館を京都市左京区一乗寺里ノ西町34番地に設置します。
- 3 京都市明德児童館を京都市左京区岩倉忠在地町215番地の2に設置します。
- 4 京都市西野児童館を京都市山科区西野櫃川町27番地の3に設置します。
- 5 京都市唐橋児童館を京都市南区唐橋西寺町65番地に設置します。
- 6 京都市太秦児童館を京都市右京区太秦桂ヶ原町9番地の1に変更します。
- 7 京都市梅津北児童館を京都市右京区梅津開キ町18番地に設置します。
- 8 京都市向島南児童館を京都市伏見区向島津田町91番地の5に設置します。
- 9 京都市錦林学童保育所を廃止します。
- 10 京都市明德学童保育所を廃止します。
- 11 京都市七条第三学童保育所を廃止します。
- 12 京都市唐橋学童保育所を廃止します。

上記の改正は，それぞれ市規則で定める日から施行することとしました。

なお，利用の許可の申請等の準備行為は，上記1から5および7，8の設置に係る  
それぞれの改正の施行前においても行うことができることとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年6月12日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 8 号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市吉田児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 錦 林 児 童 館	京都市左京区岡崎入江町8番地
-----------------	----------------

別表第1京都市修学院児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 修 学 院 第 二 児 童 館	京都市左京区一乗寺里ノ西町34番地
-----------------------	-------------------

別表第1京都市市原野児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 明 徳 児 童 館	京都市左京区岩倉忠在地町215番地の2
-----------------	---------------------

別表第1京都市花山児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 西 野 児 童 館	京都市山科区西野櫃川町27番地の3
-----------------	-------------------

別表第1京都市崇仁児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 唐 橋 児 童 館	京都市南区唐橋西寺町65番地
-----------------	----------------

別表第1京都市太秦児童館の項中「京都市右京区太秦蜂岡町35番地の2」を「京都市右京区太秦桂ヶ原町9番地の1」に改め、同表京都市梅津児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 梅 津 北 児 童 館	京都市右京区梅津開キ町18番地
-------------------	-----------------

別表第1京都市南浜児童館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 向 島 南 児 童 館	京都市伏見区向島津田町91番地の5
-------------------	-------------------

別表第2京都市錦林学童保育所の項、京都市明德学童保育所の項、京都市七条第三学童保育所の項及び京都市唐橋学童保育所の項を削る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、各児童館及び各学童保育所に関する部分につき市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

- 2 利用の許可の申請その他京都市錦林児童館、京都市修学院第二児童館、京都市明德児童館、京都市西野児童館、京都市唐橋児童館、京都市梅津北児童館及び京都市向島南児童館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)